

大牟田市都市計画法に基づく開発許可における公園等の設置基準の緩和に関する条例（令和4年12月26日条例第24号）

大牟田市都市計画法に基づく開発許可における公園等の設置基準の緩和に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の2第2項第1号及び第3号の規定に基づき、開発許可における公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の設置基準の緩和に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（技術的細目に定められた制限の緩和）

第3条 法第33条第3項の規定による政令第25条第6号に関する技術的細目において定められた公園等の設置に係る制限の緩和は、開発行為に係る開発区域の面積の最低限度を1ヘクタールとする。

（緩和の対象となる区域等）

第4条 前条に規定する緩和の対象となる区域は市街化区域内とし、かつ、近隣に公園等がある場合とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受理された法第29条第1項の規定による申請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第35条の2第1項の規定による変更申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。